

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

博士課程医学専攻会議規則

平成 20 年 3 月 26 日
規則 第 124 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日規則第 126 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程医学専攻会議（以下「専攻会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織及び運営)

第 2 条 専攻会議は、本専攻に専任教員として配置することとされた教授をもって組織する。

2 専攻会議は、本専攻の専任教員の准教授、講師及び助教を専攻会議の議を経て専攻会議の構成員とすることができる。

3 専攻会議は、保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び機構に基幹教員として配置することとされた教員のうち、本専攻に兼任担当として配置することとされた教員を、専攻会議の議を経て専攻会議の構成員とすることができる。

4 前 2 項の専攻会議構成員に関しては、別に定める。

(審議事項)

第 3 条 専攻会議は、次の各号に掲げる高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）から付託された事項及び専攻個別の事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入退学、課程の修了その他在籍に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 専攻内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (5) 専攻の教育組織に関する基本的事項
- (6) 専攻長候補者、各種の委員ないし長の選出に関する事項
- (7) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (8) 教員配置の要請に関する事項
- (9) 教員の教育業績の審査に関する事項

(10) その他専攻の組織及び教育に関する重要事項

(議長)

第4条 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

2 議長は、専攻会議を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、これを代行する。

(専攻会議の招集)

第5条 専攻会議は、原則として毎月1回開くものとする。

2 専攻長が必要と認めたときは、臨時に専攻会議を開くことができる。

3 専攻会議構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して専攻会議の開催を求めた場合は、専攻長は、これを招集しなければならない。

(定足数)

第6条 専攻会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まない。

(議決)

第7条 専攻会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、本規則の改正及び別に定めのある場合については、出席した構成員の3分の2以上の同意をもって決する。

(議題の通知)

第8条 専攻会議の議案は、専攻長が定め、あらかじめ構成員に通知しなければならない。

2 構成員から議案を提出しようとするときは、あらかじめ専攻長に提案し、その同意を得なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事項については、会議の際、出席した構成員の同意を得て、議案に追加することができる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要と判断する場合には、構成員以外の者の出席を認めることができる。

(合同専攻会議)

第10条 専攻会議は、他の専攻との調整を図るため、合同の専攻会議（以下「合同専攻

会議」という。)を開催することができる。

2 合同専攻会議は、必要に応じ専攻長が招集するものとする。

(委員会)

第 11 条 専攻会議は、第 3 条に掲げる審議事項について調査審議させるため、専攻会議の議に基づき委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、専攻会議構成員のうちから専攻会議の議を経て、専攻長が委嘱する。また、必要がある場合は、その他の者を専攻会議の議を経て専攻長が委嘱することができる。

(議事録)

第 12 条 専攻会議の審議事項及び報告事項については、議事要録を作成し、専攻会議の承認を得て保管しなければならない。

(庶務)

第 13 条 専攻会議の庶務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、専攻会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日規則第 102 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日規則第 126 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。